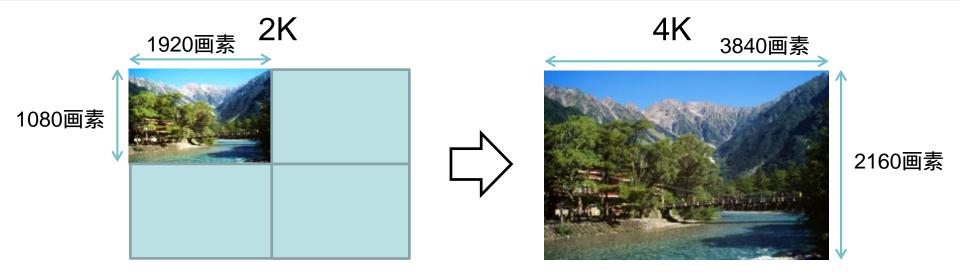
~ 2020年に向けた放送の取り組み~

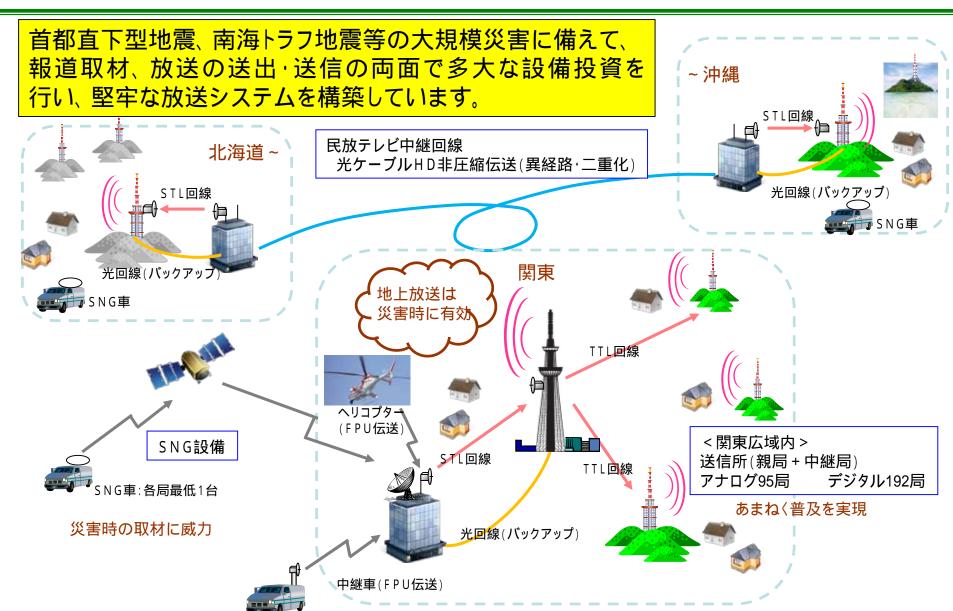


BSの4K・8K実用放送が始まる2018年12月に向け、民放テレビ各社は4K番組制作のノウハウを蓄積し、来るべき4K・8K時代の準備を進めてきました。

- · 4 K素材伝送の技術開発・実用化にも、並行して取り組んでいます。
- ・放送用途以外にも、4Kを応用した映像制作の取り組みがあります。
 - (例) 2013年秋、上野・東京国立博物館で開催された「特別展 京都 ~ 洛中洛外図と障壁画の美 ~ 」において、 日本テレビが制作した「龍安寺・石庭の四季」を上映。



~ 確実な放送実施のための堅牢な放送システム ~



放送用および放送事業用に割り当てられた周波数は、放送法に定められた放送の責務を十全に果たすために必要不可欠です。







~電波の有効利用の取り組み~

民放事業者は以下の事例をはじめ、電波の有効利用に積極的に取り組んでいます。

地デジ移行に伴う周波数縮減

- ・2011年の地デジ完全移行に伴い、地上テレビ放送に割り当てられていた周波数 を合計130MHz返還。
- あわせて3.5GHz帯を144MHz返還(4Gに割り当て)。
- ・地デジ移行の国策に協力し、民放事業者は総額1兆円以上の設備投資を実施。

700MHz帯FPU/特定ラジオマイクの周波数移行

・周波数移行によりプラチナバンドの700MHz帯を36MHz返還。

地上テレビ周波数のホワイトスペース利用

・テレビ受信に干渉妨害がない条件下で、二次業務と周波数を共用。ホワイトスペースにおいて、エリア放送、ワイヤレスマイクなどが運用中。

マイクロ波帯の周波数共用化等

・放送専用であったマイクロ波帯を、電気通信事業用と共用化。

放送事業用連絡無線の狭帯域化

VHF帯連絡無線は、アナログFM方式(20kHz幅)からデジタル4FSK方式(6.25kHz幅)への狭帯域化と周波数移行を実施。

~電波の有効利用の取り組み~

テレビ放送の送信には、SFN(Single Frequency Network)をできる限り採用して、周波数有効利用に努めております。しかしながら、すべての中継局をSFNで構築することは技術的に不可能であり、1つの県をあまね〈カバーするには、テレビ局の数の何倍かのチャンネルを使用せざるを得ません。日本では、狭い国土に1万2千局ものテレビ中継局を置局しており、全国のチャンネルプランは緻密に設計されているため、テレビの周波数帯域を縮減することは、きわめて難しいと言わざるを得ません。

- ・ ある県で空いているように見えるチャンネルも、隣接する県で使用されています。十分な離隔距離があると思われた新潟と秋田の間で、同一の親局 チャンネルが使用できず、受信障害が発生した実例もあります。
- ・ テレビ送信所のチャンネル配置は、総務省が「基幹放送用周波数使用計画」によって定めており、全国を俯瞰して緻密に設計されています。

~電波の有効利用の取り組み~

「電波政策ビジョン懇談会」最終報告書(2014年12月)では、我が国においては、米国等と比較して地上デジタルテレビジョン放送を直接受信している世帯の割合が高く、放送用周波数が高密度に利用されていることを十分認識しつつ検証を行う必要がある旨、記載されています。

	日本	米国	備考
地上テレビ放送の	約 12,000局	約 8,400局	日本は米国の1.4倍
送信局数			
国土面積	37.8万 平方km	962.8万 平方km	日本は米国の25分の1
地上テレビ放送の	約 2,700万世帯	約 1,264万世帯	日本は米国の2倍以上
直接受信世帯数			
直接受信世帯数の	49%	11%	日本では半数の世帯で地
占める割合			上波を直接受信
地上テレビ放送の	240MHz	336MHz	日本は稠密に周波数を使
割当周波数带域			用

(注)2014年4月総務省「電波政策ビジョン懇談会」 民放連ヒアリング資料より引用

2. 周波数オークションに関する民放の考え方

~ 周波数オークションについて~

放送が担う公共的役割を実現するため、放送法にもとづく「基幹放送普及計画」により、国が置局政策を定めています。国として置局政策に必要な「基幹放送用」および「放送事業用」の周波数を確保し、安定的に放送番組を国民に送り届けられるよう保障していただくことが肝要と考えます。

公共的役割を担う「基幹放送」において、安定的に放送番組を国民に送り届けるためには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」等が前提であり、放送局免許で厳しく審査されるところです。周波数オークションによる入札金額の多寡で放送事業者を選定することは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねないのではないかと考えます。

2. 周波数オークションに関する民放の考え方

~ 周波数オークションについて~

放送事業者は、番組を迅速かつ確実に視聴者に届けるため、 FPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「基幹放送局」と一体不可分のものとして日常的に運用しています。これら「放送事業用無線局」についても、「基幹放送局」と同様の取り扱いが必要と考えます。

諸外国においても、放送局の再免許時に周波数オークションを実施した事例はないものと認識しており、上記の点は新規免許・再免許を問わず、当てはまるものと考えます。

2. 周波数オークションに関する民放の考え方

~ インセンティブ・オークションについて~

日本において、テレビ放送用周波数のインセンティブ・オークションの実施は現実的でないと考えます。

ケーブルテレビ主体の米国と異なり、日本では約半数の世帯が地上放送の電波を直接受信しています。地上放送は最も重要な基幹メディアであり、そのプレゼンスは、米国と比べて格段に高いものです。

対価を得るために、民放事業者が周波数を自主返納することは想定できません。

3.電波利用料に関する民放の考え方

~基本的考え方~

電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に 電波共益費用の負担を求めるという、現行制度の枠組みは 適切です。

基幹放送が果たす公共的役割に鑑み、民放事業者は電波 利用料を適切に負担しています。

3.電波利用料に関する民放の考え方

~基本的考え方~

電波利用料の料額設定には、電波の利用価値が反映されておりますが、過度な反映を進めるべきではないと考えます。

- 電波利用に関する制度設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う 在り方です。
- 経済的価値を過度に反映することで、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されることを危惧します。そのような仕組みでは、結果的に国民が不利益を被ると考えます。
- ・東日本大震災の発災にあたり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。放送局は緊急時には採算を度外視して報道活動を行う公共的役割を担っており、その電波利用の必要性は、経済的価値のみで割り切れるものではありません。

歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、無線局免許人の 負担をできる限り軽減すべきと考えます。

3.電波利用料に関する民放の考え方

~ 法律に定められた責務にもとづ〈特性係数 ~

放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。

「国民の生命、財産の保護に著し〈寄与するもの」

(放送法第108条:災害放送義務)

「国民への電波利用の普及に係る責務等」

(放送法第92条:あまね〈努力義務)

「電波利用料の見直しに関する検討会」(2013年)、および「電波政策2020懇談会」(2016年)における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付 けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はありません。

2つの特性係数(軽減率 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$)を、今後も維持すべき ものと考えます。